総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、しんきん定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」という。) ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利 定期預金(以下これらを「定期預金等」という。)
 - ③ 定期積金、市場金利連動型定期積金(以下これらを「定期積金等」という。)
 - ④ 国債等公共債(以下「国債等」という。)保護預りおよび振替決済口座への受入れ
 - ⑤ 第2号から第4号国債等までを担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第4号までの各取引については、この規定の定めるほか当金庫の当該各取引の規定により取扱います。
- 2. (定期積金等の取り扱い)

この定期積金等は、しんきん定期性総合口座取引規定および定期積金記載の定期積金規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。
- (2) 定期預金の初回の預入れは3万円以上、担保とする定期預金の残高は、3万円以上とし、期日指定定期預金、自由金利定期預金(M型)、自由金利定期預金および変動金利定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。
- (3) 国債等の預入れ、引出し、振替えまたは保護預り・振替決済口座への受入れの解約等は当店のみで取扱います。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 普通預金および定期預金等には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の 証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。普通預金に は為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

6. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 定期預金等に証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、普通預金については、その金額を普通預金元帳から引落し、また、定期預金等については、この通帳の定期預金等・担保明細欄の記載を取消したうえ、その証券類は当店で返却します。
- (4) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

7. (定期預金等の自動継続)

(1) 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。 ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期性預金·担保明細欄記載の最長預入期限に期 日指定定期預金に自動的に継続します。

- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。
- (3) 継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に 申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたと きはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約等をするときは、当金庫所定の普通預金、定期性預金等の払戻請求書を口座ごとに提出してください。定期性預金の解約時、一旦、普通預金口座に入金いたします。この取引を払戻す際には、普通預金払戻請求書に届出印の印章(または署名,暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを 支払うかは当金庫の任意とします。

9. (通帳による預金の払戻し)

- (1) 当金庫がキャッシュカードを発行している預金者に限り、当金庫の現金自動預入払出 兼用機(以下「支払機」という。)を使用して普通預金(総合口座取引の普通預金を含む、 以下同じ。)の通帳により預金の払戻し(総合口座貸越を含む、以下同じ。)をすること ができます。
- (2) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を「表示」により操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは、前項の取扱いはできません。

10. (定期預金等の支払時期等)

- (1) 定期預金等は、継続停止の申出があったときに、満期日以後に支払います。
- (2) ① 期日指定定期預金は、前項にかかわらず、次に定める満期日以後に支払います。
 - A 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日(通帳の定期性預金・担保明細欄記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - B 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次号により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
 - ② 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
 - ③ 継続停止の申出がない場合、期日指定定期預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前号により満期日の指定がなかったものとされたときはその預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

11. (定期積金等の支払時期)

- (1) 定期積金等の給付契約は、満期日以後に払戻請求書なしで支払い普通預金へ入金します。
- (2) 普通預金へ入金したうえは定期積金証書は無効とします。

12. (預金利息)

普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から

除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、 当金庫所定の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じ て変更します。

13. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金等・定期積金等および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」という。)は、次の第 1 号の金額と第 2 号の金額の合計額とします。
 - ① この取引の定期預金等および定期積金等の合計額の90%(1円未満は切捨てます。) または300万円のうちいずれか少ない金額。
 - ② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または300万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、当金庫からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金 (受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。)は貸越金残高に達する まで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第15 条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

14. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金等および定期積金等または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金等および定期積金等には、その合計額について 334 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
 - ② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2 号の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等(その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利)は担保としてその引渡しを受けます。
 - A 割引国債を担保とする場合・・・・500万円
 - B 利付国債を担保とする場合・・・・375万円
 - C 政府保証債を担保とする場合・・・・375万円
 - D 地方債を担保とする場合・・・・・375 万円
- (2) この取引に定期預金等および定期積金等または国債等があるときは、後記第15条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
 - ① 定期預金等および定期積金等を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金等または定期積金等を担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期預金等または定期積金等が数口ある場合には、預入日 (継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
 - ③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。
 - A 割引国債
 - B 利付国債
 - C 政府保証債
 - D 地方債
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金等または定期積金等について解約または(仮) 差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替え、買取り、償還また

は(仮)差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引出し、振替え、買取り、償還または(仮)差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

③ 前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

15. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1 年365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。 この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合、その期日指定定期預金ごとに その「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合、年0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合、年 0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合、年 0.5%を加えた利率
 - E 定期積金を担保とする場合、その定期積金ごとにその約定利率に年 0.7%を加 えた利率
 - F 国債等を貸越金の担保とする場合、店頭掲示のしんきん総合口座貸越利率表 記載の貸越利率
 - ② 前号の組入れにより極度額を越える場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金等および定期積金等の全額の解約、国債等の全部の引出し、 振替え、買取りまたは償還により、定期預金等、定期積金等および国債等のいず れの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払 ってください。
- (2) 自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および国債等を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。 この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 国債等の口座管理手数料は、担保差入後も引続き支払ってください。
- (4) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%(年365日の日割計算)とします。

16. (国債等の償還金等の受入れ)

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定(国債等公共債)にかかわらず、当金庫がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

17. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、 延着しまたは到達しなかった場合でも通常到達したものとみなします。

18. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって 届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- 20. (盗難通帳による払戻し等)個人のお客様の特例
 - (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該 払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求すること ができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが 推測される事実を確認できるものを示していること
 - (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、 当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを 得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数 料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわら ず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび 預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補て ん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次の いずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事 使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項に ついて偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

21. (暗証照合等)

当金庫の支払機により、通帳を確認し、支払機操作の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうえは、通帳または暗証につき偽造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

22. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求が なくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第15条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

23. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫が指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、 テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合 には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

24. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章とカードを持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金等または国債等の記載がある場合で、定期預金等の残高があるときは、別途に定期預金等の証書(通帳)を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り兼振替決済口座証書(通帳)を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるとき、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 解約時提出がなかったカードは、以降は無効となりますので、速やかに返却してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の 名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第26条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると 認められる場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前23条第1項もしくは第3項の定めに基づき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触 する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 前23条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上に渡って解除されない 場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、また は当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (6) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が 一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預 金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、 法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (7) 第4項から第6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

25. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は、次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できる ものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、 この取引の定期預金等または定期積金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてる こともできるものとします。
 - ② この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるものとします。
 - ③ 前号によるほか、事前に通知のうえ、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等を取得することもできるものとします。
 - ④ この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく、中途換金請求があったものとして取扱い、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるものとします。
 - ⑤ 前各号により、なお残りの債務がある場合に直ちに支払ってください。
 - ⑥ 第1号から第4号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳および 届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、

その期間を計算実行の日までとし、定期預金等および定期積金等の利率はその約定利率とします。

26. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金等その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は譲渡または質入れすることはできません。ただし振替決済口座に受け入れる国債等については、この限りではありません。
- (2) 前項本文の場合において、当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾するときは、当金庫所定の書式によります。

27. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第14条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。又、普通預金は当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。普通預金の相殺は、通帳と届出印を押印した払戻請求書を当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金および普通預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は当金庫所定の利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適 用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

28. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると 認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周 知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)